

手続きの流れ

来庁の場合

1 事前連絡

事前に生活こども課人権同和係へ電話（027-226-2906。受付は平日8時30分～17時15分）又はメール（seikatsuka@pref.gunma.lg.jp）により御連絡ください。来庁日時、場所を調整いたします。

2 パートナーシップ宣誓継続申告

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちのうえ、県が指定する場所に来庁してください（お二人でお越しいただく必要はありません。）。

3 受領カードの交付

書類を確認後、即日交付します。

郵送の場合

1 事前連絡

事前に生活こども課人権同和係へ電話（027-226-2906。受付は平日8時30分～17時15分）又はメール（seikatsuka@pref.gunma.lg.jp）により御連絡ください。送付していただく必要書類を確認させていただきます。

2 パートナーシップ宣誓継続申告

必要書類を簡易書留等で郵送してください。
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県生活こども部生活こども課人権同和係宛て

3 受領カードの交付

書類の到着後、2週間以内を目処に郵送します。

必要な書類

必要な書類		備 考
1	パートナーシップ宣誓継続申告書	
2	茨城県又は栃木県が発行したパートナーシップ宣誓書受領カード（2名分）	返却はできません。
3	住所の異動を証明する書類（2名分）	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し等（個人番号の記載を省略したもの）
4	本人確認書類（※1）	郵送の場合はコピーを提出してください。
	宣誓書受領カードに通称名の記載を希望する場合、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類（※2）も併せてご提出ください。	

※1本人確認書類の具体的な例（「氏名、住所及び生年月日」が確認できるものであることが前提）

- ①個人番号カード（マイナンバーカード） ※表面のみ
- ②旅券（パスポート）
- ③運転免許証
- ④写真付き住民基本台帳カード
- ⑤その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

※2通称の使用を希望の場合

性別違和等、知事が特に理由があると認める場合は、受領カードに通称を使用可能とします。なお、通称を使用した場合は受領カードの裏面特記事項に氏名を記載することとします。

○通称の確認方法

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を宣誓時にお持ちください。